

令和7年監査公表第2号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年6月26日

半田市監査委員 小 出 義 一

住民監査請求監査結果

令和7年4月30日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書(13枚)」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和7年4月30日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和7年4月30日付け、「住民監査請求書（13枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。陳述を求めます。

第1. 請求の趣旨

請求人は、令和6年9月18日に半田市を被告に120万円の国賠請求を提訴しました。その原因は、市監査委員による請求人提出の住民監査請求への故意による不正監査です。半田市長は、この訴訟の代理人を市の顧問弁護士に委嘱して、その着手金55万円を令和7年2月10日に支払った。

この代理人は、本件裁判に入ると次の非違対応を次々に行い、半田市の住民監査請求制度を有名無実にしている市の非行に対し、全く反省していません。

不正の内容

1. 請求人提出の訴状は、訴権の濫用である、と主張

2. 監査結果に不服があれば住民訴訟を提起すべきだ、と主張
3. 市監査委員は、何ら不正監査を行っていない、と主張
4. 訴状の内容に、難癖を付けて、不正に全て否認している
5. 裁判官と公開法廷外で面談等して不正な働きかけをしている

請求人の正当な行為を不正に妨害する代理人に 55 万円の公費を支出した半田市長の行為は、不当な公金の支出であり、市長は 55 万円を半田市に返納して、弁償するよう求めます。

＊「住民監査請求書（13 枚）」の内、「第 2. 請求の理由」、「第 3. 提出する証拠文書（書証 1. ～書証 17.）」については、記載を省略している。

第 2 請求の要件審査

令和 7 年 4 月 30 日に提出された住民監査請求書（13 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、5 月 26 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して令和 7 年 6 月 4 日に陳述の機会を与え、請求人の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

また、同日、「令和 7 年 4 月 30 日付け、「住民監査請求書（13 枚）」に関する請求人からの陳述書」の提出があり、これを受理した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（13 枚）」の「請求の趣旨」欄には、「半田市長は、請求人が行った訴訟の代理人を市の顧問弁護士に委嘱してその着手金 55 万円を令和 7 年 2 月 10 日に支払った。請求人の正当な行為を不正に妨害する代理人に 55 万円の公費を支出した半田市長の行為は、不当な公金の支出であり、市長は 55 万円を半田市に返納して、弁償するよう求めます。」と記載されている。

したがって、代理人弁護士への支払いについて、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

第 4 監査の結果

監査の対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 代理人弁護士について

半田市から委任された代理人弁護士は、原告からの訴状に対する答弁書、準備書面等を作成するとともに、口頭弁論期日に出席している。

代理人弁護士は、多様化・複雑化する市民からの要求への対応にも幅広い視点から

高度な法令知識や思考に基づき、これまでも数々の問題解決に努めてきた、半田市の顧問弁護士である。

2 公金の支出について

本訴訟事件を代理人弁護士に委任したため、弁護士委嘱契約書に基づいた着手金 55 万円が支払われている。

第5 監査委員の判断

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項）、弁護士法第 3 条第 1 項では、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」と規定されている。

本訴訟の代理人弁護士は、その使命を自覚し、顧問弁護士として、これまでも半田市に関する民事事件、行政事件、その他の行政運営上の法律問題について、数々の問題解決を図っている弁護士である。そして、本訴訟において、代理人弁護士は、半田市の代理人として適切な訴訟活動を行っている認められ、その訴訟活動により弁護士委嘱契約書に基づく着手金 55 万円の支出が違法・不当になるものではない。

また、本訴訟に関する弁護士委嘱契約書に基づく着手金の支出は、適正な財務会計上の手続に則り行われている。

したがって、本訴訟に関する弁護士委嘱契約書に基づく着手金の支出が「違法又は不当な公金の支出」であるとは認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により棄却する。

なお、監査委員 西川 承は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥された。